

第 53 回 慶應 EU 研究会 EU 研究ワークショップ

報告題名 「トランスナショナル化の現実と規制の諸様相」(Transnational Reality and various Modes of Regulations)

報告者 慶應義塾大学 経済学部教授 杉浦 章介

報告日時 2011(平成 23)年 7 月 30 日(土) 14:00~17:00 於 三田 南館 4 階会議室

【報告の成果】

本報告は、以下の諸点によって構成され、各論点については、個別に見解の相違は存在するものの、全体として、新しい問題提起の報告であったとの評価を得た。

所謂「グローバル化」を促す要因として「規制緩和」が挙げられるが、実際には、規制の減退ではなく、規制の様相の多様化と、それらを通じての規制の変質が起こっている。とりわけ、Soft Regulations とよばれる、非強制的かつ自発的な規制の拡充は、規制一般の変質に止まらず、広く「統治」(Governance)そのものの変質を引き起こしている。

Soft Regulations の多くは Non-State Actors によって自主的に設けられた基準や枠組への自発的参加を前提とするが、その説明責任(Accountability)や透明性(Transparency)を確保する手段として Monitoring が広く用いられている。しかし、近時の WikiLeaks や You-tube などの情報公開方法に対してどのようなスタンスを取るのかが問われている。

EU の Governance という観点から Soft Regulations の拡充の例として、The Open Method of Coordination が考えられる。

この OMC の適用問題領域として、移民政策を巡る問題領域が考えられる。

移民政策にみられるように、事実的・機能的統合と並んで、規範的統合が重要となり、その際に Soft Regulations の果たす役割は重要となろう。

【今後の課題】

リスボン条約以降、EU の基本戦略としての「裁量的政策」の拡大のなかで、Soft Regulations の位置付けもえられるのではないかと指摘を受けたが、EU 内のビジネス・スクール関係の論文には Soft Regulations を Corporate Governance との関係で重要視する向きも多い。地域や専門によって域内にもかなりの問題意識のバラツキが存するものと解される。

本報告の中でも言及した Joseph Nye, Jr. 教授の近著 *The Future of Power* の議論では、Soft Power 論が詳しく展開されているが、そこでは Regulations と Governance という視点からは論じられているわけではない。Nye モデルとの対比は Governance 論を深化させるものと思われる。